

第 6 回南庄内合併協議会 会 議 録

期 日 ： 平 成 1 7 年 5 月 2 4 日 (火)

会 場 ： 出 羽 庄 内 国 際 村

第 6 回南庄内合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 5 月 24 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~

会 場 出羽庄内国際村 国際村ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 一部事務組合等の取扱いについて

(2) 市章の制定について

(3) 議案第 10 号 平成 16 年度南庄内合併協議会歳入歳出決算について

(4) 議案第 11 号 平成 17 年度南庄内合併協議会補正予算 (第 1 号) について

4 そ の 他

5 閉 会

出席委員等

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名
会 長	鶴岡市長		富塚 陽一	委 員	羽	議員	富樫 栄一
副会長	藤島町長		阿部 昇司	委 員	黒	識見を有する者	呼野 祝二
副会長	羽黒町長		中村 博信	委 員	町	識見を有する者	高橋 澤
副会長	櫛引町長		難波 玉記	委 員	櫛	議長	菅原 元
副会長	朝日村長		佐藤 征勝	委 員	引	議員	安野 良明
副会長	温海町長		佐藤 正明	委 員		識見を有する者	長南 源一
副会長	鶴岡市議会議長		榎本 政規	委 員		町	識見を有する者
副会長	温海町議会議長		佐藤甚一郎	委 員	朝	議長	進藤 篤
委 員	鶴 岡 市	議員	斎藤 助夫	委 員	日	議員	井上 時夫
委 員		議員	本城 昭一	委 員		識見を有する者	田村 作美
委 員		助役	芳賀 肇	委 員		村	識見を有する者
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員	温	議員	本間 義弥
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員	海	識見を有する者	齋藤 金一
委 員		識見を有する者	菅原 一浩	委 員	町	識見を有する者	佐藤喜久子
委 員	藤	議員	押井 喜一	監査委員	羽黒町監査委員		清野 均
委 員	島	識見を有する者	富樫 達喜				
委 員	町	識見を有する者	伊藤 忠				

会長・委員 31名 監査委員 1名

欠席委員 齋藤 久委員、山口 猛委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	羽黒町企画商工課長	金野 和夫
〃 総務課長	石塚 治人	櫛引町市町村合併対策室長	小林 良市
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	総務主査	吉住 光正
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	渡部 洋一
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	鈴木金右エ門
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
総務課長代理	永壽 祥司	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治

1 開 会（午前10時00分）

○芳賀 筆事務局長 おはようございます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、ただ今から第6回南庄内合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 委員の皆様には、大変ご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ご高承のように4月18日に総務大臣の告示がなされて以来、いよいよ現実のものになったわけでありますので、事務当局も一生懸命頑張ってもらっておりますけれども、これからも重要案件まだ残っておりますが、あと一、二回の協議ですべて処理してスムーズな10月1日の新市発足につなげていきたいというふうに思っております。いろいろな件でご心配もおありと思いますが、どうぞ今後ともいろいろご指導、ご指摘いただいて万全の体制を進められるように何とぞよろしくお願い申し上げます。

きょうは、ご案内申し上げておりますように、一部事務組合の取扱いなどについて、昨年度の決算並びに今年度の事業の執行についての予算などをご審議いただくことにいたしております。どうぞ何かとご所見もあらうと思っておりますので、遠慮なくご発言いただいてご指導くださいますようお願い申し上げます。誠に粗辞ではありますが、重ねてご出席に感謝申し上げます。ご協力をお願いいたしまして、ごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

3 議 事

（1）一部事務組合等の取扱いについて

○芳賀 筆事務局長 それでは、早速協議のほうに入らせていただきたいと思います。進行のほうを会長よりよろしくをお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、ご紹介いたしております協議会の次第に従いまして進行させていただきます。

最初に、一部事務組合等の取扱いについて、まず事務局から説明してください。

○佐藤智志事務局次長 それでは、資料の3ページをお開き願いたいと思います。一部事務組合等の取扱いについてでございますが、このたびは合併の6市町村の全部、または一部で共同処理しております一部事務組合等の取扱いについてお諮りをさせていただくものでございます。

このことにつきましては、合併協定によりましてそれぞれ合併までに関係団体との協議を踏まえまして調整することとされておったものでございます。基本的には、調整によりまして住民サービスに変更が生じないように円滑な移行を図ることとして、その取扱いをお諮りをさせていただくものでございます。

最初に、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合及び月山水道企

業団の取扱いでございますが、記載のとおり合併に際しましては各一部事務組合は合併後も当分の間存続する取扱いといたしたいものでございます。

その基本的な考え方を4点お示しをいたしておりますけれども、第1点目は、一部事務組合等につきましてはいずれも住民生活に大変影響の大きい根幹的な生命、財産にかかわる業務を推進しておりますので、住民生活に不安を招かないように合併に際しても円滑な移行を図るという視点でございます。

2点目は、合併後も関係議会を存続するなど、極力構成団体の意向を反映した業務の運営が可能な体制といたしたいというものでございます。

3点目は、一部事務組合を合併に際しまして解散をするということになりますと、財産の処分でありますとか、債務の承継等の手続が必要になってまいりますけれども、そうしたことは行わないで、今後の合併の動向に柔軟に対応をいたしてまいりたいというものでございます。

なお、存続をするという取扱いにいたしますけれども、組織運営の効率化等、合併効果の発現には極力、今後いろいろ工夫をしながら努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。2の今後の対応でございますが、存続させることに伴いまして組合の規約変更が必要となりますけれども、このことにつきましてはきょうのご協議を踏まえまして、6市町村の6月議会に議案として提案をさせていただきまして、ご決定後、県知事に対しまして許可申請を行うということになります。

変更の内容の主な点をお示ししておりますけれども、最初に鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合でございますが、まず名称につきまして、合併後につきましては鶴岡地区衛生処理組合に改めたいものでございます。それから、議員定数でございますが、現在は鶴岡市8人、ほか構成町村各2人の合計20人となっておりますけれども、これを合併後におきましては各構成団体1名ずつ減じまして、13人といたしたいものでございますし、内訳といたしましては鶴岡市12人、三川町1人といたしたいものでございます。管理者であります。管理者につきましては従前従後も市長となりますが、副管理者につきましては従来は2名となっておりますけれども、これを合併後は新市の助役1名のみといたしたいものでございます。

次に、鶴岡地区消防事務組合であります。議員定数、管理者とも衛生処理組合と同様の考え方でございますが、議員定数は13人、副管理者は市助役のみということで変更をいたしたいものでございます。

次に、月山水道企業団でございますが、現在藤島町、三川町での設立となっておりますが、議員定数11人となっております。これを合併後におきましては、それぞれ構成団体から2名減じまして、7人といたしたいものであります。内訳といたしまして、合併後の新しい鶴岡市が4人、三川町3人とするものでございます。管理者であります。企業長につきましては藤島町長を鶴岡市長に改めることとなりますし、副企業長につきましては給水区域等の関係から、従前同様に三川町長にいたしたいものでございます。共同処理する事務であります。合併後の括弧書きに記載をいたしておりますが、現在鶴岡市の西沼地区、38戸程度の集落でございますが、月山水道企業団から給水を受けております。これは、地方自治法上は公の施設の区域外設置あ

るいはその利用ということになってはいますが、合併後におきましては共同処理する事務の区域の中に新しい鶴岡市の藤島区域と、それから鶴岡市の西沼区域ということで規定をさせていただくという変更も予定をいたしておるものでございます。

次に、の庄内南地区介護認定審査会の取扱いであります。現在鶴岡市を除く6町村で介護認定審査会を共同設置いたしております。合併の取扱いであります。合併の前日をもって解散をいたしまして、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐといたしたいものでございます。この基本的な考え方ではありますが、新市におきましては認定審査会委員となる専門の有資格者の確保が十分に可能であるということから、審査会を共同設置する必要は認められないということございまして、財産は新市に引き継ぐといたしたいものでありますし、三川町の要介護認定審査事務につきましては、新市が新たに三川町から受託をいたしまして、所要経費について三川町から負担を求めるといようにいたしたいものでございます。

このことの今後の対応であります。現在委員が、鶴岡市の委員が54名、それから南地区の審査会の委員が30名おられますけれども、新市発足後におきましては両者の委員84人体制でスタートいたしたいというように考えております。

この審査会解散の議案につきましては、9月の各町村議会に提出をいたしまして、その後県知事に届け出をするという取扱いにいたしたいと考えております。

なお、合併町村でございます藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村など7町村で構成する東田川郡町村組合につきましては、6月末をもって解散をいたしまして、解散に伴う事務処理はそれぞれの町村が引き継ぎをいたしまして、新市に引き継いでいくということで予定をいたしているものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○富塚陽一会長 本件につきましては、ただ今説明申し上げましたとおり、三川町の所管事項に関するサービスの部分を委託受認するか、あるいは組合を存続して引き続き執行するかという点をめぐってであります。構成市町村当局並びに当該の事務組合で十分事務的な検討をしていただいて、きょうご提案申し上げたところでございます。どうぞご質問、ご意見等ございましたらお出してください。

○富塚陽一会長 格別ないようでありますので、それでは協議会として本案についてご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○富塚陽一会長 ありがとうございます。そのように今後とも進めさせていただきたいと思っております。

(2) 市章の制定について

○富塚陽一会長 次、2番目、市章について、事務局。

○永壽祥司事務局総務課長代理 事務局の永壽と申します。7ページ、市章の制定につ

きましてご説明させていただきます。

市章の制定につきましては、協定におきまして新市の発足まで決定するということになっておりますけれども、新市の市章につきまして公募するという考え方に基きましてご説明させていただきたいと存じます。後ろの9ページのほうに募集要項ついてありますが、7ページの募集要項の概要に沿いましてご説明させていただきます。

まず、公募の期間ですが、来月1日から7月15日までの1か月半の期間に6市町村お住まいの方ないし6市町村ご出身の方ということで、合併いたします地元の方々いろいろな考えていただきたいということで、このようにさせていただきます。応募につきましては、郵送ないし持参ということでございますが、選考方法でございますけれども、応募作品及び現在の6市町村の市町村章も対象にいたしまして候補作品1点を選んでいくと、そういった考え方にさせていただいております。候補作品1点と申し上げましたのは、下のほうに括弧書きでございますが、正式には10月1日新市発足におきまして制定されるという意味でございます。この選考方法の過程でございますけれども、地元の関係者ということで、例えば歴史、文化ですとか、あるいは美術、デザインに造詣の深い、いわゆる文化人の方々からご意見をいただく機会を設けまして、そういったご意見をいただきながら応募いただいた作品の絞り込みを行いまして、さらに議会あるいは協議会の委員の皆様など各市町村内でのご議論をいただきまして、さらに運営小委員会、協議会といった過程を経まして、協議を行いまして決定するといった考え方でございます。賞金につきましては、ほかの事例も参考にさせていただきまして、採用させていただく作品に対しまして20万円という案にさせていただいております。また、その他といたしまして、採用させていただく作品の権利関係につきましては、協議会ないし新市発足後、新しい鶴岡市に帰属させていただくといった考え方にさせていただいております。

2番目の周知方法でございますが、こちらの募集要項につきまして住民の皆様を対象にということで、住民の皆様に関わりやすい内容にまとめましたチラシを作成させていただきまして、6月1日以降現在の6市町村で発行されます広報紙に折り込んで全戸に配布するという形で、住民の皆様への周知を図りたいというふうに考えております。また、併せて市町村の役場ですとか庁舎、あるいは協議会のホームページ等におきましても、要項あるいは応募用紙を配布するというような形を採るとともに、記者会等への情報提供などをさせていただくような形で、地域住民の皆様へのご周知を図ってまいりたい、そのように考えております。

また、3番目といたしまして今後のスケジュールでございますが、ただ今の案をご協議いただきまして6月1日から7月15日まで募集させていただきまして、その後先ほど申し上げました地元の関係者の方、文化人の方々等からご意見を賜る機会を設けながら、作品の絞り込みあるいはほかの市町村の章、あるいは企業のマーク等と類似している作品がないか、そういったチェックなどをさせていただきながら、絞り込みました作品につきまして、また各市町村におきましてご協議いただくというような過程を経まして、8月中、9月前をめどに決定していくと、そういったスケジュールを考えております。

以上でございます。

○富塚陽一会長 ただ今市章についてご提案申し上げております。一定の制約をつけてありますが、公募によって決めたいという提案であります、何かご意見、ご質問ございましたら、どうぞ。

会長として少ししゃべり過ぎかもしれませんが、応募されたものの選考に当たりましては、今事務局説明ありましたように、その道の権威のある人たち、民間の方、おおむねこの地区で10人ぐらい選考委員として選ばせていただいて、その上で決定させていただくという段取りで進めてまいりたい。今からお名前を公表するのも公平を期する上で差し控える必要がありますので、後ほど選考につきましては検討委員会にお任せをいただくことを含みとして、その取扱いについていかがでしょうか。ただ今の提案のとおりでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○富塚陽一会長 それでは、そのようにさせていただきます。

(3) 議案第10号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出決算について

○富塚陽一会長 次に、16年度の決算について。

○石塚治人事務局総務課長 資料の11ページでございます。決算でございます。科目ごとに決算の状況をご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、市町村負担金、またその下の県の交付金、いずれも予算どおり収入しております。これに雑収入を加えまして、合計で1,279万9,020円ということでございます。

次に、歳出でございますが、報酬は、合併協議会、専門小委員会、議会議員定数等検討小委員会開催の際の委員報酬でございますけれども、84万8,000円を支出しております。予算では、当初10回の会議開催を見積もっておりましたけれども、協議会が1回少なかったというようなこと、また複数の会議を同日開催ということがございまして、そこに記載の7回分の支出でございます。40万4,000円ほどが不用額ということでございます。

共済費と賃金ですが、これは事務局の臨時職員の任用経費でございますけれども、庄内南部のときと同様に2人の任用という想定をしておりましたけれども、実際には1人で通しまして、またさらに雇用期間も短縮というようなことで、合わせて121万円ほど不用ということでございます。

報償費につきましては、これは専門部会の調査研究に伴う学識者の招聘、これが多かったということから、10万6,000円ほど増額流用をして対応しております。

旅費につきましては、事務局の先進地視察に不足を来したといったようなことがございまして、6万5,000円ほど増額流用をさせていただいております。

需用費は支出済額が合計で362万円ほどでございますけれども、合併協議会だよりを当初予定どおり3回の発行はいたしたものの、ページ数が半分ぐらいで済んだというようなことがありまして、これによる支出減、また専門部会、分科会での資料作

成のコピー代、これが予想を下回ったといったようなことによりまして、248万円ほどが不用というようなこととございます。

役務費ですが、会議資料の郵送料がかさみましたこと、また事務局車両の任意保険の変更を行ったというようなことから26万7,000円ほどを増額流用して対応したところであります。

委託料では、ホームページの作成、会議録反訳等の委託経費としまして74万1,000円ほど支出しておりますけれども、会議録の反訳で急を要するものを委託をしないで事務局で行ったというようなことによりまして、42万7,000円ほど不用となっております。

使用料及び賃借料、これは協議会の会場使用料、パソコンリース料等でございますけれども、74万1,000円ほどの支出でございます。会議の同日開催だとか公共施設での会議開催によりまして、50万4,000円ほど不用となっております。

備品購入費につきましては、備品の購入はなかったものでございます。

以上で支出総額が764万122円となったものであります。欄外にございますように、収入支出差引残額は515万8,898円となりまして、これを平成17年度会計に繰り越すというものでございます。

以上のとおりでございますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○富塚陽一会長 ただ今の収支決算について監査をいただいております。

監査委員さん、どうぞご報告お願いいたします。

○清野 均監査委員 監査の報告をいたします。

監査報告書。南庄内合併協議会規約第14条の規定に基づき、平成17年5月13日、平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容につき監査を行ったところ、いずれも適正に処理されておりましたので、ご報告いたします。平成17年5月13日。南庄内合併協議会会長、富塚陽一様。南庄内合併協議会監査委員清野均、同じく難波鉄雄。

以上でございます。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

以上、16年度の決算についてご提案申し上げておりますが、どうぞ遠慮なくご質問、ご意見をお出してください。

○富塚陽一会長 格別のご発言がないようですので、それではお諮りをいたしますが、平成16年度の本協議会の歳入歳出決算について報告のとおり承認いただくことに異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○富塚陽一会長 ありがとうございます。ご承認をいただいたことといたします。

(4) 議案第11号 平成17年度南庄内合併協議会補正予算(第1号)について

○富塚陽一会長 次に、17年度の予算補正につきまして、ご審議をお願いします。

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 平成17年度南庄内合併協議会補正予算についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。構成市町村の6月定例会前でございますので、市町村議会における負担金の補正予算が議決された後に会長が決定することとしてお願いするものでございます。

内容につきまして、歳出をご覧くださいますと、報償費40万6,000円を増額補正し、70万1,000円とするものでございます。先ほどご説明いたしました市章募集にかかわるものでございます。美術や歴史、デザインなどに詳しい関係者10人程度選任を予定しておりますので、こちらの関係者の方々への謝金、それから市章採用賞金20万円、何点かに絞り込んだ候補作品について、類似のものがないかなどの調査謝金となっております。

旅費について、関係者の方々の会議出席の費用弁償として4万円増額補正いたしまして、71万1,000円とするものでございます。

需用費について、市民ガイドブックの発行につきましては当初予算でご説明いたしておりましたが、住所表示の変更や手続窓口などの案内を想定しておりましたが、デザインやカラーを使うなどし、また本所、支所の案内や合併に伴って変更される要点なども加えるなど、当初の企画を見直し、内容を組み替えるなど、住民の皆さんへよりわかりやすくさせていただきたいとするものでございます。これによりまして、384万円を増額補正し、896万6,000円とするものでございます。

これら428万6,000円の増額補正を行いまして、総額で1,401万2,000円の予算をお願いするものでございます。

歳入について、決算でご説明いたしました繰越金、負担金を補正し、所要額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○富塚陽一会長 17年度の補正予算の案でございますが、まずただ今説明申し上げましたとおり、それぞれ各市町村におかれまして負担金の予算を補正していただいた上で、本予算が確定をするわけでありますが、それぞれご高配いただいているものと改めて感謝を申し上げます。各市町村議会の議決がなされた時点で、この予算の確定をさせていただくということに、ひとつご了承いただきたいということと、それから会長としておわび申し上げたいのは、補正額が余りにも多過ぎるのではないかと、当初予算に比べまして非常に多いので、これはいささか問題ではないかと思っ、いろいろ状況も調査しましたけども、市民ガイドブック、当初計画したものが甚だ不親切ではないかというような関係者の意見もあり、その内容をこの際だから多くの住民の皆さんにわかりやすい内容に丁寧にガイドブックをつくる必要があるだろうということで反省をいたしまして、その案を練り直してこのような額になったということであり、会長として大変その辺事務の進行不行き届き、おわびを申し上げて、提

案させていただくということではありますが、以上多少醜い言いわけになってしまいましたが、何なりとご質問、ご意見をお述べくださいますように。

○**富塚陽一会長** 特段なければ、この案で協議会さらに運営させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。そのようなことで、予算の補正をさせていただきたいと思います。

4 そ の 他

○**富塚陽一会長** それから、予定されておりました議案のご審議は議了いたしましたわけですが、その他、事務局から。

○**石塚治人事務局総務課長** 会議の直前に配付させていただきました、表題が町・字の取扱いとなっております紙1枚の資料をご覧いただきたいと思います。

○**富塚陽一会長** それでは、町・字の取扱いについて、事務局で既に資料を配っているようですが、追加議案としてご審議いただくことで、ご了承いただけますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、議案として取り上げていただきましたので、説明してください。

○**石塚治人事務局総務課長** ありがとうございます。協議会に先立ちまして、先ほど開催されました運営小委員会での協議によりまして、追加の提案をさせていただくものでございます。

町・字の取扱いにつきましては、合併協定書におきまして、町・字の区域は原則として現行のとおりとすることと、大字の名称には大字の字句は付さないこと、この二つを取り決めております。もう一つ、本日の資料の一番上に記載しておりますとおり、現町村名の取扱いについて合併までに調整するとしていたものでございます。その後、現町村名の取扱いにつきまして町村ごとに議会や自治組織との協議等によりまして、町村としての意見集約が進められてまいりましたけれども、このたび各町村で取扱いが決定されたというところがございますので、それに基づきましてこの資料に記載のとおりご提案申し上げるものでございます。

(1)、藤島町、櫛引町、朝日村、温海町は、大字の名称に現町村名を付さない。

(2)、羽黒町は大字の名称に羽黒町を付す。

下に住所表示の例を記載しております。藤島町役場の例で申し上げますと、鶴岡市の後に大字の表記を取った藤島が続きます。字笹花以下、これは変更がないという

ものでございます。

次の羽黒町役場の例で申し上げますと、鶴岡市の後が現在の大字荒川に変わって、羽黒町荒川となります。字前田元以下は変更ございません。

その次以下の櫛引町役場、朝日村役場、温海町役場の例につきましては、藤島町役場の場合と同様でございます。

5町村で統一した取扱いということにはなりません、それぞれの町村の決定を尊重しての取扱いとするものでございます。

以上、ご協議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮塚陽一会長 ただ今ご提案申し上げましたとおり、町・字につきまして各5町村ご当局並びに議会からも十分ご検討いただいて、現時点での結論をお寄せいただいた案をそのまま提案させていただいております。この案件につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

○宮塚陽一会長 格別のご意見もなさそうではありますが、運営小委員会でもいろいろお話し合いをしておりますが、まず各町村とも誠心誠意、精いっぱいのところまでまとめていただいたということについて確認をさせていただきまして、それではこのようなことで進めさせていただくことにご同意いただけますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○宮塚陽一会長 ありがとうございます。それでは、これまでもいろいろご尽力いただいた関係町村並びに議会に敬意を表して、そのようなことで取扱わせていただくように決定をいたします。ありがとうございました。

そのほか何かありますか。

佐藤智志事務局次長 ございません。

○宮塚陽一会長 あと皆様方せっかくですので、何かご注意その他ございましたら、ご遠慮なく、精いっぱいこれからも残された案件については協議をしてお諮りをするようにいたしたいと思っておりますので。

○宮塚陽一会長 なければ、これできょうの協議会は協議を終わらせていただいて、司会は事務局にお返しします。どうもご協力、ご指導ありがとうございました。

5 閉 会 (午前10時32分)

○芳賀 肇事務局長 どうもご協議賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして本日の合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。